

# 不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成が 平成28年1月20日から一部拡充されました

## 1. 拡充する内容

### ①初回の助成額

初回の治療に限り、助成上限額を15万円から30万円に拡充

※「初回の治療」とは、その方にとって初めての助成申請を行う治療をいいます。治療方法C及びFは除きます。

### ②男性不妊治療の助成を拡大

特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合に、15万円まで助成

※治療方法Cは除きます。特定不妊治療費助成(体外受精、顕微授精)と同時の申請が原則ですが、男性不妊治療のみで申請できる場合があります(この場合も助成回数は1回と数えます)。詳しくは下表(※2)をご覧ください。

※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術は次の手術が想定されます。

- ・精巣内精子回収法(TESE(C-TESE、M-TESE))
- ・精巣上体精子吸引法(MESA)
- ・精巣内精子吸引法(TESA)
- ・経皮的精巣上体精子吸引法(PESA)

治療内容		現行の助成上限額	初回の治療の場合の追加助成額	男性不妊治療を実施した場合の追加助成額
A	新鮮胚移植を実施	150,000円	+150,000円	+150,000円
B	凍結胚移植を実施	150,000円	+150,000円	+150,000円
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	75,000円		
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	150,000円	+150,000円	+150,000円
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	150,000円	+150,000円	+150,000円
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	75,000円		+150,000円

※1) B: 採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

※2) 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

## 2. 対象 「特定不妊治療の終了した日」が平成28年1月20日以降の方

※「特定不妊治療の終了した日」とは、妊娠の有無を確認した日、または、医師の判断により、やむを得ず治療を終了した日を指します。詳しくは、受診した医療機関にお問い合わせください。

※平成28年3月31日までに終了した治療については、平成28年3月31日までに申請の手続きを行ってください。

申請期限を過ぎると申請できなくなります。

※なお、従来どおり、夫婦の所得の合計が730万円未満である、法律上の婚姻をしているご夫婦が対象です。

## 3. 手続きなど

申請には、指定医療機関より発行された「受診等証明書」が必要ですが、当該拡充に対応するため、医療機関での作成に時間がかかることがあります。まずは、受診されている医療機関にご相談ください。

### ○ お問い合わせ ・ 申請窓口

#### 仙台市内にお住まいの方

- |              |          |              |           |
|--------------|----------|--------------|-----------|
| ・青葉区家庭健康課    | 225-7211 | ・太白区家庭健康課    | 247-1111  |
| ・宮城総合支所保健福祉課 | 392-2111 | ・秋保総合支所保健福祉課 | 399-2111  |
| ・宮城野区家庭健康課   | 291-2111 | ・泉区家庭健康課     | 372-3111  |
| ・若林区家庭健康課    | 282-1111 | (子供未来局子育て支援課 | 214-8189) |

※申請は、住民票のある住所地の区役所・総合支所までお願いします。

※子供未来局子育て支援課では申請は受け付けておりません。

#### 仙台市以外にお住まいの方

- ・宮城県子育て支援課 ☎022-211-2532 にお問い合わせください。